

社会福祉法人 あゆみの家 行動計画

職員が、職業生活と家庭生活の両立できるような雇用環境の整備を行い、女性がますます活躍できる社会福祉法人となるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 目 標

<目標1> 年次有給休暇取得率を5%以上向上させる

<実施期間及び対策>

令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	年次有給休暇の取得を促す 管理職が有給休暇を率先して取得し、他の職員が有給休暇を取得しやすい環境を整えていく。 半期毎に取得状況の確認し、十分取得していない職員及びその所属長に取得を促す
令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	半期毎に取得状況の確認及びフォローを継続し、年次有給休暇の取得率5%アップを実現していく

<目標2> セクシュアルハラスメントを含む様々なハラスメント防止を実現するための措置を実施する。

<実施期間及び対策>

令和4年4月1日 ～令和5年3月31日	・ハラスメント防止に関する法人の方針の明確化 ・ハラスメント防止に関する諸規則への記載の点検 ・ハラスメント相談窓口周知の徹底 ・ハラスメント防止に関する管理者研修の実施
令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	・必要に応じて各階層へのハラスメント研修の実施 ・ハラスメントに関するトラブルの早期発見と適切な対応